

基本協定書（案）に関する質問回答書（第2回）

NO.	ページ	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	1	2	2		甲及び乙の義務	「乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本件事業の入札手続に係る総合評価審査委員会及び甲の要望事項をできる限り尊重するものとする。」 <u>赤字下線部分を追記下さるようご検討願います。</u>	基本協定書(案)のとおりとします。
2	1	3	5		本件会社の設立等	「事業契約期間中において、乙の構成員は原則として出資比率を変更できないものとする。ただし、本件事業の安定的遂行及びサービス基準の維持が図られるとともに、甲の利益を侵害しないと認められる場合には、 <u>甲は出資比率の変更について甲乙別途協議に応じることができるし変更するものとする。</u> 」*サービス水準が維持され、甲の利益を侵害しない場合ですので、 <u>協議の上変更することを明確に</u> させて頂きました。ご検討下さい。	基本協定書(案)のとおりとします。
3	2	4			株式の譲渡	「乙が、本件会社の株式を譲渡し、これに担保権を設定し、又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。また、甲が本件会社の株式に担保権設定を行う場合には、乙はこれに協力し、 <u>なんらの異議も申し立てない事前の書面による乙の承諾を得なければならない。</u> 」 <u>甲が本件会社の株式に担保権を設定し、その担保権が実行され、株式が乙グループとは無関係の第三者に渡るおそれがあります。このため上記のとおり修正させて頂きました。ご検討下さい。</u>	基本協定書(案)のとおりとします。

NO.	ページ	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
4	2	6			事業契約の締結等	<p>甲及び乙は、この基本協定の締結日から平成〔●〕年〔●〕月〔●〕日までに甲と、関連する乙の構成員及び本件会社との間で事業契約を締結させるものとする。ただし、乙の構成員のいずれかに以下の各号のいずれかの事由が事業契約の締結に関して生じたときは、事業契約を締結せず、締結済みのものについては解除することができる。</p> <p>→①第6条第1項の下線部分に関し、独禁法違反等が「本件事業の事業契約締結に関し」発覚した場合は、未締結であれば契約を締結せず、締結済みであれば、その契約を解除するという内容です。一方、第4項は、「本件会社又は乙の構成員のいずれかのその責めに帰すべき事由（乙の構成員に第1項各号の事由が生じた場合を含む。）により」と規定され、「事業契約の締結に関して」という文言が第1項とは異なります。これは、第4項は、「本件事業以外の、本件事業とは関係ない他の案件」に関し、本件会社や乙の構成員に独禁法違反等が発覚した場合は、事業契約が未締結であれば契約を締結せず、締結済みであれば契約を解除するということでしょうか？②第6条第1項も、第6条第4項も、「締結済みのものが解除」と記載されていることから、15年の事業期間のいずれかの時点で、独禁法違反が判明すれば、業契約締結から何年経過していても、契約が解除されたり、違約金・損害賠償請求ができることになると思われます。一般的には、事業契約締結前までの独禁法違反を問題とする条項が多いと考えられますので、そのように変更下さるようご検討願います。</p>	<p>①第4項の規定については、第1項各号の規定と同じく、「事業契約の締結に関して」と同様の適用となり、本件事業について適用するものです。</p> <p>②基本協定書(案)のとおりとします。</p>
5	2	6	4		事業契約の締結等	<p>「甲は、本件会社又は乙の構成員のいずれかのその責めに帰すべき事由（乙の構成員に第1項各号の事由が生じた場合を含む。）により事業契約のいずれかを締結しない場合（締結済みのものが解除されることを含む。）には、乙又は本件会社に対し、当該事業契約の契約金額となるべき金額の総額の100分の10に相当する額の違約金甲が本件事業の準備に関して支出した費用の支払を請求することができる。」第1項各号の事由が甲に生じたことにより事業契約の締結に至らない場合で、その時点において甲に発生する損害は、準備費用であると考えられます。上記のとおり第6条の文言を修正させて頂きたいので、ご検討下さい。</p>	<p>基本協定書(案)のとおりとします。</p>

【基本協定書(案)に関する質問回答書(第2回)】

NO.	ページ	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
6	3	9			談合その他の不正行為に係る賠償の予定	<p>「乙の構成員のいずれかが本事業の入札に関して第6条第1項各号のいずれかに該当したときは、事業契約不締結または解除にかかわらず、乙の構成員は入札金額の100分の10に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。本施設の建設工事が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。」*第6条第1項及び第6条第4項と、その内容が重複し、両者の関係が複雑になっていると思われるので、第9条を削除下さるようご検討願います。</p>	<p>基本協定書(案)のとおりとします。 なお、甲は、本協定と事業契約の違約金を重畳的に請求することはありません。</p>
7	3	10			秘密保持	<p>「甲及び乙は、この基本協定の履行に関し相手方から秘密として提供を受けた情報について、あらかじめ相手方の書面による承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及びこの基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただしまた、裁判所により開示が命ぜられた場合及び市が薩摩川内市情報公開条例(平成16年薩摩川内市条例第12号)に基づき開示する場合は、この限りではない開示の可否・開示内容等について、事前に甲乙別途協議し決定する。」裁判所による開示等の場合も、非公開とされるべき乙グループの技術情報・ノウハウが含まれる場合もありますので、事前に協議して頂けるように修正させて頂きました。</p>	<p>基本協定書(案)のとおりとします。</p>
8	7	3			誓約書	<p>「当社が保有する本件会社の株式の譲渡、担保権の設定、その他の処分を行う場合、事前に市の承諾を得ること。また、市がこれら株式に担保権を設定する場合には、これに協力し、なんらの異議も申し立てないこと事前の書面によるこの承諾を得なければならない。」基本協定書第4条のコメントと同様の理由で、上記のとおり修正させて頂いたので、ご検討下さい。</p>	<p>基本協定書(案)のとおりとします。</p>